

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2012-06
August 8, 2012

SECスタッフ、IFRSワークプランに関する 最終報告書を公表

目次：

概要	1
要点	1
主な内容	2
研究対象とされた	
6つの主要項目	3
米国の国内報告制度 のためのIFRSの 十分な開発および適用	3
投資者の便益のための 独立した基準設定	7
IFRSに関する	
投資者の理解および教育 ..	9
規制環境	11
発行企業に与える影響	13
人的資本の準備状況	15
次のステップ	17
質問	17

概要

要点

- 2012年7月13日、米国証券取引委員会 (SEC) スタッフは、米国の財務報告制度への国際財務報告基準 (IFRS) の組み込みによる潜在的影響に関する最終報告書 (「スタッフ・レポート」) を公表しました。このスタッフ・レポートは、2010年2月にSECスタッフにより公表された作業計画 (「ワークプラン」) の中で識別された、6つの主要項目に関するSECスタッフの検出事項を要約したものです。
- このワークプランは、IFRSを米国の財務報告制度に組み込むかどうか、仮にそうした組み込みを行うとした場合の時期と方法を検討する、SECによるプロセスの一環です。スタッフ・レポートは、その検討プロセスにおいてSECを支援することを目的としています。
- スタッフ・レポートには、IFRSは米国財務報告制度に組み込まれるべきかどうか、またはどのように組み込むべきかに関する提言は記載されていません。また、その決定の時期やこのプロセスにおける次のステップのスケジュールも示されていませんでした。そして、このスタッフ・レポートは、米国の公開企業に対してIFRSの任意適用を認めるべきかどうかについても対応していませんでした。
- また、スタッフ・レポートは、IFRSの全面的アドプションは米国資本市場参加者の大多数から支持されていないとも述べています。エンドースメントメカニズムなど、他の形式による組み込みがより好意的に見られています。
- さらに、スタッフ・レポートは、以下のように記述しています。
 - 世界の財務報告コミュニティは、IFRSを、概ね高品質であると認識している。
 - IFRS解釈委員会 はもっとタイムリーに問題点に対処すべきである。
 - 国際会計基準審議会 (IASB) は、各国の基準設定主体により大きく依存することを検討すべきである。
 - 規制当局間の密接な協力が、IFRSの首尾一貫した適用および執行を促すことになる。
 - IFRS財団は、IASBの監督を提供することと、IASBの独立性を尊重することとの合理的なバランスを保っている。



- FASBがIFRSをエンドースする等、米国の資本市場のニーズを考慮する仕組みを整備する必要がある。
- IASBは、独立した持続可能な資金調達源が必要になる。
- 投資者のIFRSの理解にはばらつきがあるため、教育が必要である。

主な内容

.1 SECは、2010年初めにワークプランの実行に着手し、IFRSを米国の財務報告制度に組み込むかどうか、仮に組み込むとした場合の時期および方法に関連する特定の領域および要素を検討しました。このワークプランは、以下の主要な6つの領域の研究を要請しました。

1. 米国国内の財務報告制度のためのIFRSの十分な開発および適用
2. 投資者の便益のための独立した基準設定
3. IFRSに関する投資者の理解および教育
4. 規制環境
5. 発行企業に与える影響
6. 人的資源の準備状況

.2 ワークプランの実行中、スタッフは2つの進捗報告および3つの個別のペーパーを公表しました。2011年5月に公表された最初のペーパーは、可能性のある組込み方法(「エンドースメント・アプローチ」)を検討したもので、この方法によると、米国財務報告審議会(FASB)は米国の基準設定主体として存続することになります。ガイダンスが受容可能と判明した場合、FASBは、その役割において、新しいIFRS基準の米国財務報告制度へのエンドースを行い、さらに、米国基準を既存のIFRSに一致させる方法も検討することになります。

.3 2011年11月にスタッフは、2つのペーパー「[米国会計基準とIFRSの比較\(A Comparison of US GAAP and IFRS\)](#)」および「[IFRSの実務に関する分析\(An Analysis of IFRS in Practice\)](#)」¹を公表しました。1つ目のペーパーは、米国会計基準(US GAAP)のフレームワークとIFRSのフレームワークとの間の差異を要約したもので、2つ目のペーパーは、実務におけるIFRSの適用方法を分析したものでした。

.4 このスタッフ・レポートには、IFRSは米国財務報告制度に組み込まれるべきかどうか、その時期および方法に関する最終的な方針決定が記載されていません。レポートは、スタッフによるアウトリーチ活動中に接触のあった関係者によるある組込み方法に対する重大な支持、そして、単一セットの高品質な世界的に公正妥当と認められた財務報告基準に対する力強い支持があると述べています。

PwCの見解:

ワークプランに基づくスタッフ・レポートは、IFRSへの移行が米国資本市場および米国の投資家にとって最善策であるかという根源的な問題に対する回答の提供を目的にはしていませんでした。その代わりに、ワークプランの目的は、この根源的な問題に関連した情報を検討することでした。スタッフ・レポートには、このような最終決定の時期またはプロセスに関する記載は一切ありませんでした。PwCは、IASBとFASBのコンバージェンス・プロジェクトの現状、その他に必要なとされる規則制定(例:ドッド・フラ

¹ これらのスタッフ・ペーパーに関する詳細な情報については、[Dateline 2011-36](#) 「SEC スタッフは IFRS ワークプランを進行中 (SEC Staff continue progress on IFRS work plan)」を参照のこと。

ンク法に関連する規則)のSECによる重視、そして来る11月の大統領選挙や議会選挙によって生じる不確実性など、IFRSに関する意思決定を2012年以降に持ち越させる可能性のある、いくつかの要因が、根源的な問題に関する検討の継続というSEC決定に寄与した可能性があると考えています。

.5 スタッフは、全面的なアドプションに向けたアプローチが支持されていないことを認識しています。米国の資本市場参加者は、全面的アドプションはIFRS基準設定に対する米国の影響力を低下させる、IFRSへのコンバージョン(転換)にかかる負担が重すぎる、法令や契約書などにおいてUS GAAP用語が広く使用されていることがIFRSの全面的アドプションを難しくしているという懸念を示しました。

PwCの見解:

スタッフ・レポートにIFRS移行の有無についての決定が記載されていなかったのは意外なことではありませんが、国際基準設定コミュニティからは失望の声が聞かれました。IFRS財団の議長は、スタッフ・レポートの公表に対し次のようなコメントを行いました。「米国におけるIFRSの組込の方法および時期を決定するSECの権利については承知しているものの、SECのアクションプランの提案がスタッフ・レポートに添えられていないことを、我々は残念に思う。」

研究対象とされた6つの主要項目

1. 米国の国内報告制度のためのIFRSの十分な開発および適用

要約

.6 スタッフ・レポートのこのセクションでは、IFRSの網羅性、比較可能性、ならびに監査可能性および執行可能性を評価しています。

.7 スタッフの分析によると、IASBは、IASBとFASBの共同によるコンバージェンス・プロジェクトを通じた進展を含め、単一のセットの網羅的な会計基準としてのIFRS開発を大きく前進させました。

.8 スタッフは、世界の財務報告コミュニティ関係者からは、IASBが公表する基準は一般に高品質のものと認識されていると述べていますが、IFRSとUS GAAPには根本的な差異が存在します。たとえば、US GAAPにはある、料金規制産業および石油ガス産業などの特殊な状況にある企業のための業種特有のガイダンスが、IFRSには含まれていません。さらに、IFRSは、共通支配下にある企業間の企業結合およびプッシュダウン会計など、一般的な取引の一部にも対応していません。

.9 スタッフは、2011年11月に公表されたペーパーの一つの中で、IFRSに基づいて財務諸表を作成した183社の年次連結財務諸表へのIFRSの適用に多様性が識別されたと述べています。スタッフ・レポートは、これらの差異は、一部には、古い報告規定とIFRSの中で提示されている選択肢によるものであると指摘しました。また、IFRS解釈指針委員会(「IFRS IC」)の適用ガイダンスの公表プロセスの改善によって財務諸表の比較可能性を増大させることができるだろうと述べています。

PwCの見解:

PwCは、FASBの過去の実績と比較すると、IASBが提供する解釈指針および適用ガイダンスの数量が相対的に少ないことについて米国内に期待ギャップが存在すると考えています。2013年初めに重要な新基準が公表予定であることから、PwCは、今後、解釈指針を求める声が高まると予想しています。

IFRSの網羅性

.10 スタッフは、2010年6月30日現在、会計基準コード化体系(「ASC」)トピックに掲載されているUS GAAPによる会計規定と、IASBによって公表されている2010年1月1日現在のIFRSとを比較しました。そのレビューには、現在、FASBとIASB(「両審議会」)の間で行われている共同の基準設定プロジェクトの対象となっている基準、ならびに、SECの解釈指針およびその他の管轄区域の基準設定主体や規制当局による規定の詳細な分析についての記載はありませんでした。

.11 識別された差異は、以下の4つの領域に区分されています。

- 両審議会のMoUおよびその他の共同プロジェクトの対象となっている基準内に存在する差異
- 目的が共通である、または、ほぼコンバージェンスされている、あるいはその両方である基準
- 根本的な差異のある基準
- 業種別ガイダンス

.12 **共同プロジェクト:** スタッフ・レポートは、両審議会が、収益認識、リース、金融商品などのいくつかのコンバージェンス・プロジェクトを進展させていることを認めています。しかしながら、IFRSとUS GAAPの間に残る差異の程度は、2010年のワークプラン開始時点でスタッフが予想していた以上のものでした。スタッフは、両審議会が実質的に共同作業を継続できる能力があるかどうか懸念される領域であると指摘しています。

PwCの見解:

両審議会は、共同プロジェクトにおける多くの領域で進展を続けています。連結基準および公正価値基準はすでに公表されています。収益認識基準案は再公開草案が公表されており、2013年に最終基準の公表を目指しています。また、両審議会は、2012年第4四半期におけるリースに関する公開草案の再公表を予定しており、最終基準は2013年後半または2014年前半に公表される見込みです。しかしその一方で、金融商品プロジェクトの重要な側面すべてにおいて、妥協点を見出すことに苦労し続けています。いくつかの項目(例:3区分による金融資産測定アプローチ)で歩み寄りが行われたものの、その他の領域(例:減損)においては依然としてコンバージェンスが達成されていません。保険契約など、当初は焦点が共通していたいくつかの領域の完了予定も不透明なままです。

コンバージェンス・プロセスは、ときに困難で時間がかかりますが、PwCは、IFRSとUS GAAPの両方に改善がもたらされると確信しています。この2つの基準をコンバージェンスさせるプロセスは、結果として、その価値のあるものと考えています。

.13 **同様であるかまたはすでにコンバージェンスされている基準:** 企業結合、基本的な負債性証券、株式報酬、および1株当たり利益など、内容が同様であるか、またはほぼコンバージェンスされている基準について、スタッフは、IFRSに基づく報告金額および開示はUS GAAPに基づく計上額および開示と同様になると予想しています。

.14 **根本的な差異:** スタッフは、(a) 基準設定主体が取り組んでいる状況、目的または取引の経済的実質についての観点が異なる、(b) 市場構造または規制の構造が異なる、または、(c) 米国の基準設定主体が乱用禁止条項を設定している場合、IFRSとUS GAAPの間に根本的な差異が存在すると考えています。スタッフは、これらの差異を解決することが困難と判明する可能性があるとして示唆しています。

.15 スタッフ・レポートで識別されたこれらの差異の事例として、以下が含まれます。

- 有形固定資産、無形資産、および棚卸資産の減損を測定する基準。US GAAPは、減損の戻入れを禁止している一方、IFRSは一定の状況において戻入れを認めている。
- 棚卸資産の原価算定方式に対応した基準。US GAAPは、後入先出法(「LIFO」)の使用を許容しているが、IFRSは認めていない。
- 研究開発費の会計処理に対応した基準。US GAAPでは、すべての研究開発費を発生時に費用処理することを要求しているが、IFRSでは、すべての研究費について費用処理を求める一方で、一定の要件を満たす開発費の資産化を認めている。

PwCの見解:

スタッフ・レポートで述べられているように、US GAAPにおけるLIFOを用いた棚卸資産評価の廃止は、米国の発行企業の営業損益や未払法人所得税に重大な影響を生じる可能性があります。米国の税務規制では、会計目的にも使用される場合に限り、税務規制に基づく会計処理を認める準拠性の規定があります。したがって、税務規制に変更がない限り、発行企業がIFRSを適用する場合、LIFOによる棚卸資産の評価アプローチは税務報告目的上もはや認められないでしょう。

.16 **業種別ガイダンス:** 最後のカテゴリーは、既存のIFRSに存在しないがUS GAAPに存在する業種別ガイダンスに関連したものです。料金規制産業や石油・ガス企業に関するガイダンスのような業種別ガイダンスは、一般的なガイダンスが不明確またはその適用が目的適合性の低い情報をもたらすことになるとみなされるような業種に属する企業の財務報告上のニーズに個別に適合しています。スタッフは、IASBが業種別ガイダンスを評価する(すなわち、投資家へのアウトリーチ、そのようなガイダンスを削除した場合の影響の検討、およびIFRSにおける識別された空白部分を埋め合わせるための新しいガイダンスの作成などを実施する)ための時間を持てるようになるまで、業種別ガイダンスをUS GAAPから削除すべきではないと考えています。

各管轄区域内および管轄区域間での比較可能性

.17 スタッフは、IFRSに基づいて作成された財務諸表が各管轄区域内および管轄区域間でどの程度比較可能であるのかを分析しました。スタッフは、IFRSに基づいて作成されたSEC登録企業および非登録企業183社の2009年度の年次連結財務諸表をレビューしました。財務諸表は概ねIFRSの要求事項に従って作成されているものの、2つのテーマが浮上しました。

- すべてのトピック分野にわたり、財務諸表の透明性および明瞭性を高める余地がある。これには、会計方針の開示がなされていない、取引について投資者の理解を助けるのには十分に詳細な情報を提供していない、およびIFRSの用語法と整合しない用語を使用していた等の所見が含まれる。スタッフは、一部の企業の開示に、各国内の会計および財務報告ガイダンスを参照しているものや、財務諸表作成者がIFRSを遵守していたかどうかを判定するには不十分なものがあつたと指摘している。
- IFRS適用における多様性が業種間および地域間の比較可能性にとっての難題となっている。スタッフは、この多様性は、IFRSに準拠して財務諸表作成者に与えられていた選択肢、IASBが適用ガ

イダンスの公表についての消極性を公言していたこと、そして、IFRSへの非準拠と思われるものがもたらした結果であると考えている。スタッフ・レポートは、財務諸表作成者はIFRSガイダンスがない場合には各国の会計基準を使用するという傾向によってIFRS適用における各国の多様性が緩和された場合があったと述べているが、各国会計基準の適用は国際レベルでの比較可能性を低下させるとも指摘している。

.18 スタッフ・ペーパー「[IFRSの実務に関する分析 \(An Analysis of IFRS in Practice\)](#)」が、IFRSの適用をUS GAAPの適用と比較していなかったこと、そして、そのためUS GAAPに基づいてファイリングを行う企業において同様の所見が見られる可能性があることは注目に値します。

監査可能性および執行可能性

.19 **原則かルールか:** スタッフは、過去において、IFRSの方がUS GAAPよりも規範的でない(「原則主義」)ため会計処理においてより高い柔軟性を認めていると考えられているというコメントを受け取っています。しかしながら、スタッフは、US GAAPおよびIFRSのいずれも規則主義に基づいた基準と原則主義に基づいた基準の組み合わせであると指摘しています。スタッフは、より規範的でないUS GAAPの一例として、FASB基準書第167号「変動持分事業体の連結」(SFAS 167)を挙げています。スタッフは、作成者、監査人、および規制機関は、この基準を適用し執行する能力があるようだと考えています。

.20 **監査事務所の組織:** スタッフ・レポートは、主要な会計事務所は、IFRSを適用する財務諸表作成者へ支援を提供できる構造を確立していることを認識しています。しかしながら、スタッフは、これらの会計事務所においては、IFRSの解釈に関するトップ・ダウン型機能の方が、世界各国のメンバー・ファーム間の分権的で自発的な合意形成のための現行プロセスよりも、IFRS適用における比較可能性の増大に有用であろうと指摘しています。米国の主要な会計事務所は、スタッフに対し、現在機能している構造は、IFRSが米国の財務報告の枠組みに組み込まれる環境に適合するであろうと述べました。

.21 スタッフは、多くの小規模会計事務所へのアウトリーチ活動も行いました。その多くはIFRSへの関与が限定的であり、IFRS適用のためのトレーニングを受けた人的資源も限られていることが判りました。

.22 **執行と準拠:** スタッフの調査によると、SECによって実施された財務諸表レビューの数に比べ、欧州連合内の財務諸表レビュー・プログラムの数の方が少ないことが判りました。スタッフは、強固なレビュー・プログラムは、基準そのものよりも会計基準の首尾一貫した適用の方に大きな影響を与える可能性があるという考えを示しました。

.23 スタッフは、会計上の違反と不正に関わる過去の多数の執行措置の事例をレビューしたことを示唆しています。会計上の主張の大多数は、仮にIFRSが以前に米国の財務報告制度に組み込まれたとした場合でもやはり行われたであろうというのがスタッフの考えでした。

.24 これに加えて、スタッフ・レポートは、IFRSの執行の首尾一貫性を改善させるために、証券監督者国際機構 (IOSCO)、欧州証券市場機構 (ESMA)、およびアジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG)の3つの規制機関の取り組みについて述べています。

PwCの見解:

すべての主要な資本市場における国際基準のアドプションは、それ自体では、首尾一貫して適用される高品質で透明性のある堅牢な会計基準というビジョンを達成しないでしょう。PwCは、首尾一貫して執行するためには、コンバージェンス・プロジェクトの完了に加えて、各国の規制機関による一層の協力関係が必要であると考えています。最近の戦略レビューにおいて、IFRS財団評議員会は、IFRSの適用に関するフィードバックを受け取るために、証券規制機関、監査規制機関、および各国の基準設定

主体との正式な協力合意を結ぶ必要があるという認識を持っています。

2. 投資者の便益のための独立した基準設定

要約

.25 スタッフ・レポートのこのセクションでは、IASBの監督という役割を担う非営利組織であるIFRS財団のガバナンス構造、人員構成、および資金調達の評価を行っています。さらに、本セクションは、基準設定プロセスにおけるIFRS財団からのIASBの独立性を検討しています。

.26 スタッフ・レポートは、以下の意見を述べています。

- IFRS財団のガバナンス構造の全体的な設計は、IASBの監督を行うとともに基準設定の役割におけるIASBの独立性を認識して支持することの合理的なバランスをとったものになっている。しかしながら、スタッフは、基準設定におけるFASBの積極的な役割を維持することなどによって、米国の資本市場を特に考慮し保護するための仕組みを整備する必要があるという考えを表明した。
- IFRS財団は、依然として、大手の会計事務所への依存を減らしながらも持続可能な資金源、および、IFRS財団の運営予算の米国からの資金を調達することを必要としている。
- IFRS財団評議員会の前回の提言と首尾一貫しているが、IASBは、生じつつある論点に対し、IFRS ICを通じたよりタイムリーな対処が必要である。

構造および効率のレビューを含むIFRS財団の監督

.27 スタッフ・レポートは、IASBの3層のガバナンス構造について要約しています。これにより、IASBはFASB財団による監督を受けます。一方、FASB財団は、各管轄区域で使用される資本市場の財務報告の様式および内容の設定に責任を有する当局で構成されるモニタリング・ボードによる公的監督の対象となっています。スタッフ・レポートは、IFRS財団評議員が最近実施した戦略レビュー、およびモニタリング・ボードが最近実施したガバナンス・レビューの両方により、ガバナンス構造は適切であると結論を下したことを認めました。しかしながら、スタッフ・レポートは、評議員会が組織のガバナンスの各要素の役割および責任を明確に定義すべきと提案したと報告しています。さらにスタッフ・レポートは、モニタリング・ボードの人員構成ならびにIFRS財団評議員会の指名および任命におけるその役割について検討しています。

PwCの見解:

SECを含むモニタリング・ボードは、各資本市場当局とIASBの間の連携を提供しています。最近行われたガバナンス・レビューの結果として、「モニタリング・ボードに対する改善」が行われています。これらの改善項目には、モニタリング・ボードのメンバーの増員、メンバー資格要件の改良、および活動の透明性の向上が含まれています。メンバー要件の改良では、メンバー資格を国内でのIFRSの使用を認める国に限定しています（「国内での使用」要件）。

しかしながら、「国内での使用」要件の設定がモニタリング・ボードにおけるSECのメンバー資格の継続にどのように適用されるかについて、疑問が提起されています。具体的には、外国登録企業に対してIFRSに準拠した財務諸表のファイリングを認めたSECの過去の決定が、この要件を満たすのに十分かどうか不明となっています。

IFRS財団およびIASBの人員構成

.28 スタッフ・レポートは、IFRS財団評議員会およびIASBの構造、メンバー構成、およびメンバーの選任プロセス、ならびに基準設定プロセスにおける評議員会の関与を要約しています。スタッフは、IASBメンバーのうちの3名までは非常勤メンバーとして雇用者との関係を維持することを認められていますが、このことがそのようなメンバーに客観性がないと見なされることにつながりかねないことを指摘しています。しかしながら、これはごく少数のメンバーに限定されており、過去において実際の問題を生じたことはないとの記載もあります。

.29 スタッフ・レポートは、IASBが実施しているIASB適用後レビューの報告プロセスについて要約しています。スタッフ・レポートは、IFRS財団評議員会は、独立したレビューを提供するため、IFRSの適用後レビューの報告の仕組みを検討すべきだと提案しています。スタッフは、コメント提出者の一部が、US GAAPをレビューするFASBスタッフが財務会計協会（「FAF」）の評議員会および理事長/CEOに直接報告するのと同様に、レビューを行うIFRSスタッフはIFRS財団評議員会に直接報告すべきだと提案していると述べています。

IFRS財団の資金調達

.30 スタッフ・レポートは、IFRS財団の望む資金調達の原則および現在の資金調達源について評価しました。スタッフは、資金調達源および調達方法がIASBの独立性維持と整合しているかどうか、そして、現在の資金調達源が持続可能かどうかに着目しました。

.31 スタッフは、以下の主な懸念事項を識別しました。

- 2012年の収入の約25パーセントが大手会計事務所から拠出されており、これがIASBの資金調達モデルの独立性に関する懸念を生じさせているとスタッフは考えている。
- 米国からの継続的な資金提供の資金調達源がまだ特定されていない。しかしながら、スタッフ・レポートによれば、何らかの形でIFRS財団に拠出を行っているのはIFRSを組み込んでいる国の25%未満である。
- IFRS財団モニタリング・ボードに関するSECの継続的な役割は、一部、米国からの資金提供に依存している。

PwCの見解:

スタッフ・レポートは、米国が資金面でも現物給付の面でもIASBへの最大の拠出国の一つと識別されていると述べています。しかしながら、現在まで、評議員会は米国についての資金調達目標の達成に成功しておらず、米国の発行体がIASBに資金提供を行う正式なプロセスも存在していません。その一方で、サーベンス・オクスレー法の第109条は、同法の第108条の要件を満たすFASBの予算の全額が、発行企業に課せられ徴収される毎年の会計サポートフィーから支払われなければならないと規定しています。SECは、FASBの予算および提案されている会計サポートフィーを毎年見直しています。この仕組みは、FASBに独立した安定的な資金調達源を提供するために作られたものです。

IASBの基準設定プロセス

.32 **プロセス:** スタッフ・レポートは、IASBの基準設定プロセスを検討し、SECスタッフは、IFRS諮問委員会およびIFRS ICの会議にオブザーバーとして出席し、時にはIASBのプロジェクト固有の諮問グループ会議にもオブザーバーとして出席していると述べています。さらに、スタッフは、IASBの基準設定文書に対するレビューを、FASBの基準設定文書に対するレビューとほぼ同じ方法に近づけていると述べています。

.33 **投資者への焦点:** スタッフ・レポートは、企業の財政状態および業績の忠実な表現を提供する財務報告基準を開発するというIFRS財団およびIASBの目標を検討しました。スタッフは、基準設定プロセスに投資者を関与させるIFRSの努力について詳しく説明し、IASBが、財務諸表の改善に向けての投資者の要望を理解しそれを満たすための誠実な努力を行っている結論付けました。

.34 **適時性:** スタッフは、IFRS財団評議員会が、独自の所見およびアウトリーチからのフィードバックに基づいて、IFRS ICへの変更を提案しており、それがまだ実施されていないことを承知していますが、スタッフは、生じつつある論点への適時の対応への意欲について強化が必要であると考えています。

.35 **客観性:** スタッフは、IASBの基準設定のプロセスが協議および事実と意見の収集、ならびに自らの決定の一般への説明を主な基礎としていると観察しています。スタッフは、IASBメンバーがIFRSの設定において判断の独立性を行使しなかった事例を見聞きしていません。

.36 **FASBの継続的な役割:** スタッフは、米国の財務報告制度へのIFRSのエンドーサー(承認者)としてのFASBを確立することは、基準設定の適時性に関するスタッフの懸念の一部と米国の投資者のニーズに焦点を合わせることに有用となる可能性があるとして述べています。これには、FASBによる、専門知識を有する個別プロジェクトにおけるIASBの支援、投資者へのアウトリーチの実施、実務上の多様性を狭めるかまたは解釈指針を公表する必要のある領域の特定、ならびに基準の適用後レビューへの協力などが含まれます。

3. IFRSに関する投資者の理解および教育

要約

.37 スタッフ・レポートの本セクションでは、IFRSについての投資者の理解をどのように促進することができるか、および会計基準の変更に関する投資者の教育についての現行の仕組みの堅牢性を分析することによって、米国の財務報告制度へのIFRSの組み込みが投資者に与える影響を検討しています。

.38 多様なアウトリーチ活動を通じて、スタッフは投資者からのインプットを受け取り、以下を含むいくつかの所見を報告しました。

- 投資者は、高品質の国際的に認められる会計基準の単一セットへの移行を概ね支持したが、この支持は条件付きである傾向があった。投資者は、IFRSの品質、ならびにIFRSを解釈する上でのIFRS ICのアプローチおよび適時性に懸念を示した。
- IFRSについての投資者の知識にはかなりの幅があるが、大多数の投資者はIFRSにそれほど習熟していない。
- 投資者は、単一段階による移行ではなく、IFRSへの段階的な移行に賛成した。

.39 一部の投資者はIFRSの品質、およびIASBの独立性の欠如が見られることに対する懸念に注目しました。投資者は、それらの懸念を払拭または軽減には、(1) IFRS ICは実務の多様性を狭めるためにIFRS基準の解釈にもっと積極的になる; (2) 会計事務所からの資金提供への依存を減らすことでIASBの資金調達への独立性問題に対応; (3) IASBおよびIFRS財団への投資者の参加の増大、が役立つだろうと述べています。

PwCの見解:

スタッフ・レポートは、米国の財務報告制度へのIFRSの組み込みに対するエンドースメント・アプローチ、基準設定プロセスへのFASBの多大な積極的な役割との組み合わせで、投資者が提起した懸念の多くを軽減できる可能性があると指摘しています。

現状でのIFRSについての認知度と知識

.40 スタッフ・レポートは、米国の投資者のIFRSについての現状での認知度および知識はさまざまであると述べています。機関投資家は総じて米国でのIFRSが継続的に検討されていることを承知しており、こうした投資者の多くはすでにSECに登録しているIFRSに従って作成された外国登録企業の財務情報を利用しています。

.41 一部の投資者グループは、US GAAPに基づいて報告している国内会社に主にまたは全面的に焦点を当てています。スタッフは、このようなグループは、共同プロジェクトが完了するまで、そして米国が国内の財務報告制度にIFRSを組み込むかどうか、組み込む場合の時期および方法が明確になるまで、IFRSのより適切な理解の形成に多大な資源を割くことに消極的だと考えています。

会計基準に関する投資者教育

.42 スタッフは、多くの投資者は、新しい会計基準に関する情報を、主に財務諸表における、未適用の基準または新基準およびこれらの基準の影響に関する会社の開示を通じて得ているということを知りました。

.43 新しい会計基準に関する投資者教育の二次的な情報源としては、継続的な教育プログラム、出版物、講演が挙げられ、一部のケースにおいては、基準設定プロジェクトから直接に得ています。米国の財務報告制度へのIFRSの組み込みについてSECの判断は、投資者が新しい基準を消化するのに必要となる時間の量を考慮する必要があります。

IFRS組み込みに対する投資者の準備状況

.44 スタッフ・レポートは、多くの米国の投資者は、まだIFRSに関する知識の形成に多大な資源を投入していないので、短期のIFRSへの移行の準備はできていないように見えると指摘しています。

.45 しかし、一部の投資者は、スタッフに対し、投資者の準備状況の問題はIFRSを組み込む上での重大な障害と考えられない、これは一つにはUS GAAPが静的なものではなく、投資者が会計基準の変更に順応することに慣れていることによるものである、と指摘しました。

.46 スタッフ・レポートでは、主に国内の会社に重点を置く特定の個人投資者は、機関投資家と同じ資源がない場合があるため、変化への準備ができていない場合があると指摘しています。このグループによるIFRSの知識を得るため時間の先行投資は、大手の機関投資家と比較して不釣り合いなものになる可能性があります。したがって、個人および小口の投資者グループは、組み込みに対して段階的な移行アプローチを望んでいます。

.47 移行に必要な時間の長さに関する投資者の見解は、数四半期から数年までの幅がありました。スタッフは、移行に必要な期間は、共同プロジェクトが完了しUS GAAPとIFRSとの間の残りの重要な差異が狭まる場合には、大幅に短縮される可能性があるとして指摘しました。

.48 投資者は概ねIFRSの遡及的な移行方法が望ましいと述べていますが、それは、この方法が移行期間中に表示期間についてより比較可能性の高い財務情報を提供するためです。また、一部の投資者は、企業が任意の早期適用を認めるべきではないと考えています。なぜなら、早期採用を認めると、コンパジェンスの目的を損ない、US GAAPに基づく米国企業との比較可能性に影響し、さらには最も有利な財務成績を生み出す会計処理法を会社が選択的に適用することを容認する可能性があるためです。

.49 投資者は、重要な差異を削減することによってUS GAAPとIFRSを調和させようとする両審議会の努力は、投資者の準備に好影響を与えるだろうという意見を伝えています。もしこれが行われなければ、合同プロジェクトの対象になっているIFRSおよび米国基準は完全にコンパジェンスされていない場合には、最初は新しいUS GAAPの理解のために、そしてその後にはIFRSの組込みを通じて、二重の移行努力とコスト負担が生じることになるという懸念があります。

その他の投資者の意見

.50 スタッフにコメントした投資者の大半は、FASBは基準設定プロセスにおける重要な積極的な役割を有すべきだと考えていました。これは、FASBは米国の関係者の利益のために行動し、基準設定において米国の声を確保することができるであろうという根拠によるものでした。この役割においては、FASBはIASBが公表した基準の承認に責任を負うことが考えられますが、米国の投資者を保護するために必要な場合には、新基準の作成および既存の基準の解釈を行う権限を維持することとなります。

4. 規制環境

要約

.51 スタッフ・レポートのこのセクションでは、米国の財務報告制度にIFRSを組み込むことが米国の規制環境に与える影響が検討されています。

.52 SEC以外にも、税務当局や産業規制機関など、連邦政府、州政府、および地方自治体に属するさまざまな規制機関がUS GAAPに基づく財務情報を利用しているため、US GAAPの会計用語は各規制の中に定着しています。規制機関は、IFRSをUS GAAPに組み込む方法は、業種別会計ガイダンスが失われる可能性に関連する多くの問題を解決または軽減させ得るものであると示唆しました。

SECがその役割を果たす方法

.53 スタッフは、投資家の保護、秩序ある効率的な資本市場の維持、および資本形成の促進というSECの役割を遂行するためには、米国がグローバルな会計基準の開発に積極的な役割を継続すること、および新たに生じている財務報告の問題の識別を先取りしていくことが重要であると考えています。スタッフは、FASBがこの役割の遂行能力を最もよく備えており、すでにそれを行うよう位置づけられていると考えています。

.54 IFRSの組込みが決定された場合、FASBはUS GAAPを公表するための基準設定主体であり続けることが想定されています。基準を公表するにあたり、FASBが直接的な役割を果たすようなエンドースメント・プロセスを通じてIFRSを組み込む場合、FASBが既存の会計基準に対する新たな基準または解釈指針の公表において行使することになる裁量の範囲の決定が重要な問題となります。2011年5月公表の[スタッフ・ペーパー](#)では、FASBは新規のIFRSの「大多数」を遅滞なく承認すると想定されています。

PwCの見解:

新規および既存の基準の品質評価に基づいて国際的な基準を組み込むというSECスタッフの想定するアプローチは、高品質で国際的に認められる会計基準というゴールを達成するための公正な出発点となっています。このアプローチは、FASBの継続的な役割を確立し、SECによる米国の資本市場への参加する企業に使用される会計基準の監督を継続するものです。

.55 SECの規則および規制におけるUS GAAPへの参照の数は、かなり多くなっています。エンドースメント・アプローチを通じてではなく、IFRSを直接に組み込むと決定された場合、それぞれの参照をIFRSに対応するように修正するための包括的な取組みを行う必要があるでしょう。

.56 SECは、歴史的に、FASBが設定した基準を認め、さらに、必要に応じて、実務の幅を狭め、実務的な適用ガイダンスを提供するための会計および財務報告のガイダンスを公表してきました。SECが米国の財務報告制度にIFRSを組み込む場合には、非準拠に対する執行権限に加えて、前述のいずれの行動を行う能力にも変更はありません。

産業規制機関

.57 金融機関、保険会社、および公益事業などの、さまざまな産業規制機関は、公共料金の設定および金融機関の取引の承認などのさまざまな規制上の機能に対する責任を有しています。これらの規制機関は、その機能を果たす際に、便宜およびその他の理由により、US GAAPの財務情報に大きく依拠していたり、US GAAPベースのインプットを利用する独自の会計上の要求事項を有していたりします。US GAAPを変更すると、この制度に重大な影響を与え、これらの作業手順およびガイドへの変更が必要とされることとなります。

.58 SECがIFRSを直接組み込むと決定した場合、その決定は公開企業にのみ影響を与えることとなります。しかしながら、規制機関は、公開企業と非公開企業の両方に対し同じ要求事項を有しています。したがって、規制機関は、US GAAPに基づいた規制上の報告を引き続き要求する、すべての企業について規制上の報告をIFRSに移行する、あるいは両方の基準を認めるかどうかのいずれかを決定する必要があります。規制機関がIFRSを認めることを選択した場合、IFRSの使用により生じる可能性がある差異を評価する必要があります。必要に応じて、規制上の報告システムを修正する場合があります。

.59 エンドースメントによってIFRSを組み込むと決定した場合には、こうした多数の懸念を緩和することとなります。この方法によれば、規制機関は、承認される予定の新規のIFRSの基準により規制システムへの変更が必要となるかどうかを判断するためのFASBの決定を監視することが可能となります。規制機関は、手続の洗練性および有効性はそれぞれの機関によって異なるものの、会計処理の変更に対応するための適切な仕組みを整備していると示唆しました。

連邦税および州税への影響

.60 スタッフ・レポートは、次の広範なカテゴリーについて、IFRSを組み込むことが連邦税務規制に与える潜在的な影響を取り上げています。

- 税務上LIFOによる棚卸計算を使用できるのか
- 会計方針の変更が会計処理方法の変更とみなされる場合、米国の税務会計の方法の変更
- 米国の稼得収益と利益の計算の変更
- 組織の現行の移転価格方針への影響

.61 州税の計算も、IFRSへの移行により影響を受ける可能性があります。スタッフ・レポートで例として挙げられている、潜在的な影響を受ける2つの領域は、管轄区域によって異なる所得の分配、および企業の資本または純資産の計算が基準の移行の影響を受ける場合における企業の資本または純資産に基づく税金です。

監査上の規制および監査基準の設定

.62 スタッフは、会計事務所には、監査の実施および外国登録企業に対する監査意見表明の能力に関する制約があるかどうかの理解に取り掛かりました。会計事務所は、現在これらの企業の監査を実施し監査意見を表明できるので、IFRSへの移行は会計事務所が将来に監査意見を表明する能力に影響を与えないはずであると示唆しました。

.63 会計基準の変更がPCAOBに及ぼす影響の考慮にあたり、PCAOBのスタッフは、特定の組込み方法に対応するために、PCAOBの監査基準を修正する必要はないとの見解を表明しました。限られた例外を除いて、PCAOBの基準は、任意の会計基準に対応するために中立な方法で記載されており、特定の組込み方法の選択が重大な影響を持つことはないでしょう。

5. 発行企業に与える影響

要約

.64 スタッフ・レポートのこのセクションでは、米国の財務報告制度へIFRSを組み込むことが、SECに報告書をファイルしているおよそ10,000社の米国発行企業に与える影響を検討しています。スタッフは、以下の領域の検討を行いました。

- 会計システム、統制、および手続
- 契約上の取決め
- コーポレート・ガバナンス
- 訴訟偶発債務の会計処理
- 小規模発行企業と大規模発行企業

.65 発行者は、一般的に、高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットという目的を支持しました。しかし、スタッフは、グローバル基準の単一のセットに対する支持は発行企業の規模によって異なるものであったことに気付きました。また、大規模発行企業の方が小規模発行企業よりも支持が多い傾向がありました。さらに、米国におけるIFRSの組込み方法が発行企業の見解に影響を与えていました。また、多くの発行企業は、コンバージェンス・プロジェクトを踏まえ、財務報告制度に対して比較的短い期間に加えられる重要な変更の量について懸念を表明しました。

PwCの見解:

多くの発行企業は、影響の評価を効果的に実施し移行を適切に計画するために、SECがIFRSの一層の組込みに対する最終的なアプローチをできる限り明確にする必要があると表明しました。スタッフ・レポートが公表された後の現在でも、この明確さは存在していません。

会計システム、統制、および手続

.66 米国の財務報告制度へのIFRS組込みの影響を分析する際に、スタッフは、そのような組込みを促進するために発行者のシステム、統制、および手続への変更を行うことが必要な範囲、詳細計画、および期間を判断しようとした。

.67 スタッフ・レポートは、システム、統制、および手続の変更に対して予想される相当な投資について説明しています。スタッフは、共同プロジェクトから生じる新規基準を適用するために必要なシステム、統制、および手続の重大な変更が、IFRSへの移行の追加的労力をある程度軽減するだろうと示唆しました。

.68 スタッフは、多くの発行企業がIFRS組込みの方法および時期に関する不確実性が解決されるまでIFRSの組込み計画に着手しないだろうことを認めています。さらに、スタッフ・レポートは、さまざまな移行方法と、それらがシステム、統制、ならびに手続に与える影響を議論しています。一部の発行企業は単一の段階によって移行を行うアプローチ（「ビッグバン」アプローチと称される）が好ましいと表明しましたが、これは一時点で移行することによりコストを最小化できると考えているためです。しかし、ほとんどの発行企業は、より段階的な移行の方が好ましいと述べました。

契約上の取決め

.69 スタッフは、米国の発行企業の契約の大部分が、US GAAPに基づいていることを確認しました。スタッフは、IFRSの組込みにより影響を受ける契約上の取決めの種類および一般性、ならびにこれらの契約が影響を受ける方法を評価しました。さらに、影響を受ける契約上の取決めに関する懸念に対応するために要するコスト、計画、および期間の見積りを判断しようとした。

.70 契約条項の2つの主要なタイプ、すなわち、(1) US GAAPに基づく財務諸表の交付を求める条項、および(2) 企業が一定の財務目標または比率を達成または維持することを求める条項で、それらの財務目標または比率がUS GAAPに基づいて計算されているものは、IFRSの全面的アドプションの影響を受ける可能性があります。スタッフは、影響を受ける契約の範囲および量は相当なものと考えています。

.71 企業は、US GAAPへの明示的または黙示的な参照を識別し、IFRSの組込みにより影響を受ける規定に対処する方法を決定するために、契約のすべてを見直す必要があります。契約の再交渉が必要となる可能性があり、この再交渉は比較的短期間かつ簡単なプロセスとなることもあれば、複雑で手間がかかることもあります。契約を見直し、適切な修正を適用するのに十分な時間を発行企業に提供するためには、適切な移行期間が必要となります。

コーポレート・ガバナンス

.72 スタッフは、コーポレート・ガバナンスの要求事項への準拠が、IFRSの組込みのような財務報告の変更の影響を受ける可能性があることを指摘しました。スタッフは、このような影響を、コーポレート・ガバナンスに与える潜在的な影響の判断およびコーポレート・ガバナンスの懸念に対処するために考えられるアプローチの識別を実施することにより分析しました。

.73 スタッフ・レポートは、IFRSへの移行において問題とされる可能性があるコーポレート・ガバナンスの2つの例（財務専門家として適格であった個人、および財務の有識者として適格であった個人）を挙げています。

.74 一部のコメント提出者は、米国でIFRSを組み込むことが監査委員会における財務専門家または財務の有識者に疑問を生じさせることはないだろうと考えましたが、その他のコメント提出者は、SECまたは取引所（あるいはその両方）が、この潜在的な問題に対応するための十分な移行期間を確保することを要求しました。少数のコメント提出者は、ワークプランにおいて、CEOまたはCFOがサーベンス・オクスレー法で求められる財務諸表認証を行うために必要となる会計に関する知識など、追加的な問題に取り組むべきであると考えました。

訴訟偶発債務の会計処理

.75 スタッフは、米国の法的環境の下でのIFRSにおける訴訟偶発債務の会計処理および開示の要求事項の相互関係を分析しました。スタッフは、懸念に対処するために考えられるアプローチを識別するために、発行企業、法律専門家、および投資者と議論しました。

.76 ASC450「偶発事象」とIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」との差異には、「可能性が高い (probable)」という用語の定義が含まれます。IFRSは、「可能性が高い」を「生じる可能性の方が生じない可能性よりも高い (more likely than not to occur)」と定義しており、50%よりも高い確率を意味すると一般的に解釈されています。一方、US GAAPは、「可能性が高い」を「当該将来事象が発生しそうである (the future event or events are likely to occur)」と定義しており、50%よりも大幅に高い確率を意味すると一般的に解釈されています。

.77 IFRSが求めている閾値が低いこと、および開示が異なることに関する懸念が表明されました。スタッフ・レポートは、偶発損失の開示を改訂するというFASBの最近の提案が激しい論争を引き起こしたことを指摘しました。その他の問題には、監査人がそのような条項を監査する方法、および監査人の情報要請に対する弁護士責任が含まれています。最後に、一部のコメント提出者は、訴訟に関するIFRSの開示の要求事項が報告企業の法的立場を著しく不利なものにする可能性があるという懸念を表明しました。

PwCの見解:

最近の理事会において、FASBは、SECのスタッフ・レポートが言及している偶発損失プロジェクトを中止することを決定しました。特に、このプロジェクトを支持しないという関係者のフィードバックがこの決定につながりました。この決定は、US GAAPの開示の要求事項とIFRSが求める開示との間にある重大な差異を放置することになります。FASBは、開示のフレームワーク・プロジェクトの一環として、偶発損失への対応を検討すると示唆しました。

小規模発行企業と大規模発行企業

.78 スタッフ・レポートは、小規模企業が負担することになるIFRSの組込みのコストは、大規模企業およびグローバル企業とは異なると述べました。スタッフは、発行企業の規模がIFRSの組込みに与える影響、およびIFRSの組込みが小規模発行企業に与える不均衡な影響に関する懸念を軽減するために考えられるアプローチを判断することにより、IFRSの組込みが小規模企業にどのように影響を与えるかを分析しました。

.79 スタッフは、2011年のスタッフ・ペーパーおよび発行企業コメント募集、ならびに小規模発行企業に焦点を当てた円卓会議を通じて、アウトリーチに取り組みました。スタッフ・レポートは、すべての発行企業が一般的にはIFRSへの移行と同じような活動を行う必要がある、および小規模発行企業が利用可能な資源はより限られていることを確認しています。フィードバックには、小規模発行企業に適切な組込み方法に関するさまざまな見解が含まれています。一部のコメント提出者は、段階的なアドプションを支持していました。その他は、US GAAPまたはIFRSのいずれかの使用についての恒久的な選択肢を設ける案を支持していました。最後に、一部のコメント提出者は、移行時のみではなく継続的にIFRSを適用するコストが利用の便益を上回るだろうという重大な懸念を表明しました。

6. 人的資本の準備状況

要約

.80 IFRSの組込みには、変更を実行するのに十分な人的資本の準備が必要となります。スタッフ・レポート

このセクションでは、スタッフが、教育およびトレーニング、ならびに監査人のキャパシティを評価しました。

.81 スタッフ・レポートは、人的資本の準備状況は企業の種類に応じて、また移行の方法により異なることを指摘しました。加えて、共同プロジェクトの完了は、準備状況のレベルに重大な影響を与えます。スタッフ・レポートは、必要な人的資本を得るための2つの選択肢、すなわち、現在の人員のトレーニングまたは適切な専門知識を有する新しい従業員やコンサルタントの雇用について検討しました。どちらの選択肢も高コストとなる可能性が高くなります。さらに、スタッフ・レポートは、移行の方法が人的資本を準備するために必要な投資のレベルに与える影響を検討しました。しかし、最終的には、スタッフ・レポートは、人的資本の準備状況に関するいかなる結論にも達しませんでした。

PwCの見解:

FASBおよびIASBは、優先順位の高い共同プロジェクトに積極的に取り組んでいます。コンバージェンスプロジェクトは、IFRSの組込みに関するSECの判断にかかわらず、US GAAPに重大な変更を加えます。このような変更に取り組む場合には、組織的で系統的なアプローチが必要となります。これらの新基準の適用により、IFRSの組込みのための人的資本の準備状況は改善すると考えられます。

教育およびトレーニング

.82 スタッフは、IFRSの専門知識についての現在のレベル、および必要なIFRSの教育の程度を評価しました。スタッフは、また、関係者間での将来のトレーニングの実施計画についても検討しました。トレーニングの取組みについての現在のレベルを理解し、会計基準の変更の識別および組込みの既存のプロセスを使用することができるのかを検討するために、発行企業、監査人、および規制当局の間での的を絞ったアウトリーチが行われました。

.83 スタッフは、関係者間において、IFRSの準備状況は大きく異なることを把握しました。IFRSについて広範な理解を有している関係者は、一般的に、大規模会計事務所の米国の実務、またはIFRSに準拠して報告する外国企業を有する大規模多国籍企業のいずれかに関係しています。多くの小規模会計事務所および規制機関を含む、大半の関係者は内部でのIFRSトレーニングまたは経験は限定的であると述べました。一般的に、そのような関係者は、IFRSの組込みの時期および方法がさらに確実となるまで、IFRSトレーニングにより多くの資源を投資することはないでしょう。

.84 スタッフのアウトリーチ活動では、大多数の作成者にとって、現在の人的資本の準備状況は、IFRSの「ビッグバン」アドプションに対応するためには十分ではないだろうことが確認されました。しかし、より段階的な移行方法は、IFRSを組み込むために既存のプロセスが外部の資源によって補足される必要がある範囲を狭める可能性があります。一般的に、アウトリーチに含まれる作成者は、現在のプロセスはエンドースメント・アプローチにとって十分であると考えています。

監査人のキャパシティ

.85 スタッフは、会計事務所、発行企業、および他の関係者に質問を行い、影響を受けることになる監査人の母集団の検討および代替的な移行方法の意義の評価により、IFRSに関する監査人のキャパシティを分析しました。

.86 スタッフは、IFRSの組込みのための会計事務所の準備状況が、IFRSが既存の監査インフラに組み込まれている程度により異なることを確認しました。最大手の国際的な会計事務所は、すでに、どのような形態のIFRS組込みにも順応できる十分な品質管理のインフラを整備しています。中小規模の会計事務所は、そのような広範なIFRSインフラをあまり整備しておらず、整備されている場合であっても、現在は、IFRSを組み

込む発行企業を支援する、またはIFRS財務諸表の監査を行うキャパシティを有していない場合があります。

.87 監査人のキャパシティおよび適格な監査人のコストへの影響は、移行の方法、および時期によって影響を受けます。IFRSの組込みは、適格な監査人およびコンサルタントを不足させる可能性があります。長期的で段階的に導入される移行では、IFRS発行企業に監査人が監査サービスを提供する準備をするために必要な調整を行う機会が増える可能性があります。

.88 一部の関係者は、IFRSの組込みは、公開企業の監査を最大手の会計事務所に集中させ、競争性を制限することになるという懸念を表明しました。より緩やかな移行アプローチの場合は、監査人に、IFRSの組込みに関連するUS GAAPの変更に遅れないようにする機会が提供されることになるでしょう。スタッフは、より緩やかでないアプローチが、一部の会計事務所を監査市場から退出させる可能性があると考えています。また、その一方で、IFRSの組込みが一部の会計事務所に新しい事業の機会を作り出す可能性があることも確認しました。

次のステップ

.89 スタッフは、スタッフ・レポートに関するコメントは要請していませんが、フィードバックは受け付けています。

質問

.90 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services GroupのGlobal Accounting Services Group(1-973-236-4377)までお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.